

産業廃棄物収集運搬業許可証

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番16号
 東伸環境株式会社
 代表取締役 鈴木 昇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 令和3年11月10日
 許可の有効年月日 令和10年10月18日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）			
燃え殻	<input type="radio"/>	動物系固形不要物	<input type="radio"/>
汚泥	<input type="radio"/>	ゴムくず	<input type="radio"/>
廃油	<input type="radio"/>	金属くず	<input type="radio"/>
廃酸	<input type="radio"/>	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	<input type="radio"/>
廃アルカリ	<input type="radio"/>	鋳さい	<input type="radio"/>
廃プラスチック類	<input type="radio"/>	がれき類	<input type="radio"/>
紙くず	<input type="radio"/>	家畜ふん尿	<input type="radio"/>
木くず	<input type="radio"/>	家畜の死体	<input type="radio"/>
繊維くず	<input type="radio"/>	ばいじん	<input type="radio"/>
動植物性残さ	<input type="radio"/>	政令第2条第13号廃棄物	<input checked="" type="radio"/>
上記のうち			
自動車等破砕物であるもの	<input type="radio"/>	水銀使用製品産業廃棄物であるもの	<input type="radio"/>
石綿含有産業廃棄物であるもの	<input type="radio"/>	水銀含有ばいじん等であるもの	※1 <input type="radio"/>
備考 ※1 汚泥 廃酸 廃アルカリに限る。			

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当無し

3. 許可の条件
 無し

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成28年10月19日 新規許可
 令和3年11月10日 更新許可及び優良認定
 令和3年11月10日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類）



5. 積替え許可の有無 無し
 市名 -

許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無し